



令和8年3月3日

善通寺市議会議長  
安井 一博 様

善通寺市議会議員政治倫理審査会  
会長 籠池 信宏

### 審査結果報告書

令和7年7月10日付で審査請求のあった件について、善通寺市議会議員政治倫理条例第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

1 審査対象議員の氏名  
中村 晋章

2 審査請求の対象となる事由の内容  
審査請求書のとおり 別紙2

3 審査対象議員の弁明要旨

審査請求書別紙記載の個別事例(1)～(6)の事実関係は認めるが、それが不当要求であるとの点は否認する。

市民からの相談や要望を受ければ、それを踏まえて役所と交渉するのが議員の役割である。その活動が一概に不当要求であるとされれば、議員の活動に支障が生じる。

4 審査結果

(1) 結論

審査請求書別紙記載の個別事例(1)～(6)にかかる審査対象議員の行為は、善通寺市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第3条第1項第1号、同項第4号及び同項第5号に規定する政治倫理基準に違反すると認める。

なお、審査の経過並びに善通寺市議会議員政治倫理審査会委員の意見については、別紙1のとおりである。

## (2) 認定した事実

審査請求書別紙記載の個別事例(1)～(6)にかかる事実関係について、審査対象議員からの弁明及び意見聴取、審査会に提出された証拠資料、関係者からの意見聴取に基づき審議・採決した結果、全会一致により、下記①～⑥の事実を認定した。

### 記

#### ① 令和5年7月7日 議会図書室にて(約30分間)

審査対象議員は、善通寺市営住宅の承継の事案に関し、建築住宅課の担当職員一名を議会図書室に呼び出した。

同課では同日以前に当該事案について、審査対象議員から質問があったことから、同課の別の担当職員が聞き取りを行い、善通寺市営住宅条例(平成24年3月16日条例第4号)、善通寺市営住宅条例施行規則(平成24年3月16日規則第6号)、善通寺市営住宅同居承認要綱(平成10年3月31日告示第39号)、善通寺市営住宅入居承認要綱(平成10年3月31日告示第40号)、善通寺市営住宅住替承認要綱(平成10年3月31日告示第41号)(以下「要綱等」という。)に照らすと認められない事案である旨の説明をしていた。

同日に対応した担当職員は、要綱等に則して応じられない旨を説明したが、審査対象議員は、「目をつむっとつたらええんちゃうかなと。難しい話でも揉める話でも何でもないけんね。」「それ移したらええだけやないですか。」「徹底してやるんやったら。実名出してやらせてもらう。何ちゃ名誉棄損にも何にもならん。」「僕もそれぐらいの腹を決めとるけんね。」と発言した。

#### ② 令和5年9月14日 善通寺市議会令和5年9月定例会一般質問にて

審査対象議員は、「住宅行政について」の中で、「法務管理官の話聞いたときに、私は、市職員の方から様々なお話を聞きました。その中には、法務管理官の中にも、過去の業務の中で職務に対して不満があれば暴れる、暴言を吐く、嫌がらせをするなどの行為を行う者がおり、課として対応に困り、仕方なく異動していただいたというお話も聞いております。」と発言した。

#### ③ 令和5年10月2日 17時頃から約20分間 電話連絡

市営住宅の同居承認に関する事案に関し、審査対象議員から建築住宅課に電話があった。審査対象議員の主張は、市営住宅に入居している単身高齢者と住宅に困窮していない者との同居を承認するよう求めるものであった。

対応した建築住宅課の担当職員は、要綱等に基づき介護を理由に同居するのであれば認められる可能性があること、名義人が死亡した場合、同居期間が一年未満であれば承継できないことを説明したが、審査対象議員は、「無理やろ、明け渡すいうんは。ほんならそこで住み続けとつたら税金かけてでも強制退去さすんな。」「一年未満で亡くなったら承継さ

してくれるいうたらできるんやな」、「裁判したら負けるで。役所が、間違いない。」と発言した。

また、審査対象議員は、上記単身高齢者が入院中であるにもかかわらず、直ちに同居の承認をするよう求め、「本人が回復しよるかどうかの確認しに行くなり、なんなり病院に。」、「帰ってこれんかったらどうすんな。」、「帰ってこれんかったら僕が言うように親族の人で書くけん、代わりにやっといってくれいうたらいけるんな。」と発言した。

対応した建築住宅課職員は、退院後に連絡をもらい対応することになっていると説明したが、審査対象議員は、「それやったら何の意味があるんな。検討します、検討しますいうて。」、「イレギュラーな場合はこういうふうにしますとか、ああいうふうにしますとかいうて、そこを検討していかないかんわ。」と発言した。

#### ④ 令和5年11月20日 議会図書室にて（約25分間）

審査対象議員は、③の件について、建築住宅課の担当職員二名を議会図書室に呼び出した。

担当職員らは要綱等を示し、名義人が死亡した場合に、同居期間が一年を経過していない同居人は承継できない旨を説明したが、審査対象議員は、「イレギュラーなことも発生する時もあるいうて。そのときはどなんするかいうて、課で検討してくださいよいうて。」、「一般質問のええネタができたわ。役所 VS 議会になってしまうぞ。予算通さんぞ。」と発言した。

#### ⑤ 令和7年3月5日 予算審査特別委員会にて

審査対象議員は、善通寺市議会予算委員会において、          地区に市営住宅管理人を置いていない理由についての質疑に対する市の答弁に対し、「不当要求言うかもしれんけど、そりゃあ語気も強くなる時もある。」、「要綱が増えた理由はなんな。僕が見たときはな6条くらいしかなかった。要綱はこいつらの都合で付け替えできるんよ。それやったら、その要綱を条例に上げてきな。全部はねてあげるけん。」、「私が法律やいう人間もおるんやで建築住宅課には。」と発言した。

#### ⑥ 令和7年6月11日 議会図書室にて（約40分間）

審査対象議員は、③、④の件について、建築住宅課職員一名を議会図書室に呼び出した。

建築住宅課職員は、この入居者は現在入居の権利がない状態であり明渡対象であることを伝えたが、審査対象議員は、「改良住宅何軒空いとんですか、今も。30軒空いとんですよ。ね。公募してください。それやったら僕も分かる。ほんなら、もう一回公募に抽選しに行ったらええだけのことやけん。うん。その人がね、その時僕が決めるけん。昔の建設経済の委員長やけん僕今。その住宅入れるか入れんか審査入れて。僕の意見大きく通るけん、これ。」と発言した。

(3) 認定した事実に対する評価

上記(2)に認定した事実（以下「認定事実」という。）について、条例第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反するか否かを審議・採決した結果、全会一致により、条例第3条第1項第1号、同項第4号及び同項第5号に違反すると判断した。

5 講じるべき措置

条例第7条第5項に規定する事項について審議・採決した結果、全会一致により、「議員辞職の勧告」が相当であると判断した。

6 付帯意見

政治倫理違反行為の再発防止の観点から、下記㉞～㉠の対応について検討されたい。

記

- ㉞政治倫理についての議員研修の定期的な実施
- ㉟善通寺市不当行為等対策マニュアルの見直し（議員による不当要求行為が議会と情報共有される仕組みを設けること）
- ㊱議員によるハラスメント行為を防止するための条例等の制定
- ㊲議員によるあっせん行為及びハラスメント行為に関する職員アンケート調査の定期的な実施

## 1 審査会の設置

令和7年7月9日に辻村修市長から安井一博議長（以下「議長」という。）に手交された「善通寺市議会議員の不当要求及びハラスメント行為と思われる言動について（申入れ）」（以下「市長からの申入れ書」という。）の対応の協議のため開催された会派代表者会を受け、内田等議員、寿賀崎久議員、田中康隆議員が連署をもって、善通寺市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づく審査請求書を議長に提出した。この請求を受け議長は条例に基づき議員並びに学識経験を有する以下の8人に委員を委嘱し、善通寺市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置した。

氏名	選出区分
内田 信吾	善通寺市議会議員
竹森 千津	善通寺市議会議員
真鍋 範子	善通寺市議会議員
長崎 彰夫	善通寺市議会議員
籠池 信宏	学識経験を有する者（弁護士）
佐藤 倫子	学識経験を有する者（弁護士）
宮脇 正行	学識経験を有する者（人権擁護委員）
関 清伸	学識経験を有する者（元善通寺市議会議員、元民事調停委員）

## 2 審査の経過

【第1回審査会】（令和7年8月18日開催／委員全員出席／公開）

- ・審査会の会長に籠池信宏委員が、副会長に内田信吾委員が選出された。
- ・事務局より審査請求の概要説明の後、審査請求内容の確認を行った。
- ・事務局より今後の審査予定について説明後、予定案に沿って会議を進めていくことを確認した。
- ・次回審査会では市長からの申入れ書によって示された審査対象議員の言動について、関係職員から説明聴取を行うこととし、会議を非公開とすることを決定した。

【第2回審査会】（令和7年9月19日開催／委員全員出席／非公開）

- ・市長からの申入れ書の内容に沿って関係職員から審査対象議員の言動等について説明聴取の後、説明内容について質疑応答を行った。
- ・説明聴取の際、委員から本日の説明内容及び資料では事案の全体像について把握が困難である旨の意見が出され、次回審査会までに事案の一覧的資料及び客観的資料の提出を求めることを決定した。
- ・次回審査会も引き続き関係職員から説明聴取することを決定した。

◆善通寺市から提供された証拠

全体の概要説明文

申入書個別事例にある過去の暴言の概要と会話内容

善通寺市営住宅条例

善通寺市営住宅条例施行規則  
善通寺市営住宅同居承認要綱  
善通寺市営住宅入居承継承認要綱  
善通寺市議会議員政治倫理条例  
公職にある者等によるあっせん行為に関する事務取扱要綱  
善通寺市法務監理官規則  
善通寺市不当行為等対策マニュアル

【第3回審査会】(令和7年10月28日開催/委員全員出席/非公開)

- ・第2回審査会に引き続き、関係職員から提出資料の内容を含む説明を受けた。説明中ICレコーダーによる音声記録を聴取した。説明後、追加資料の内容を含め事案に対する質疑応答を行った。
- ・委員から今回聴取した以外の音声記録について提出資料の反訳の正確性について指摘があり、次回審査会において、音声記録の確認及び説明聴取を行うことを決定した。
- ・審査対象議員の言動に起因する職員の健康被害等について質疑応答があった。

◆善通寺市から提供された証拠

善通寺市営住宅住替承認要綱

令和3年11月1日付不当行為等発生報告書

令和4年3月16日付不当行為等発生報告書

伺書(令和5年10月10日付不当行為等発生報告書)

「(3)市民〇の市営住宅の同居に関する件」から始まる文書

伺書(令和5年11月24日付不当行為等発生報告書)

「(4)市民〇の市営住宅の同居に関する件」から始まる文書

「電気・ガス・水道使用調査一覧」から始まる文書

伺書(令和6年6月5日付不当行為等発生報告書)

伺書(令和7年6月11日付不当行為等発生報告書)

「(6)市民〇の市営住宅の同居に関する件」から始まる文書

「R5.6.3(土)19:00～解放同盟■■■■支部交流会にて」から始まる文書

伺書(令和5年7月12日付不当行為等発生報告書)

「令和5年7月4日9時20分頃～約20分間電話にて」から始まる

文書

伺書(令和5年7月12日付不当行為等発生報告書)

「(1)市民R、市民Kの市営住宅の同居及び承継に関する件」から始まる

文書

伺書(令和5年7月20日付不当行為等発生報告書)

「(2)市議会定例会一般質問にて職員を侮辱する発言」から始まる文書

伺書(令和6年9月9日付不当行為等発生報告書)

伺書(令和5年6月30日付不当行為等発生報告書)

「(5)市民が傍聴できる場で職員を侮辱する発言」から始まる文書

「建築住宅課住宅係構成図」から始まる文書

「善通寺市法務監理官名簿」から始まる文書  
「心身不調記録」から始まる文書  
「          地区公営・改良住宅の現状」から始まる文書及び図面

【第4回審査会】（令和7年11月26日開催／委員全員出席／非公開）

- ・市職員から審査対象議員の言動による心身被害などを訴える陳述があった。
- ・第3回審査会に引き続き審査事案について、追加資料の内容を含む説明を聴取した。説明中に音声記録を聴取し、提出された資料の反訳の正確性について確認した。
  - ◆市から提供された証拠
    - 「陳述書」陳述者 辻村修市長ほか市職員8名分
    - 「生活保護申請・サポートなら」から始まる文書
    - 「不当要求及びハラスメント行為と思われる言動一覧」から始まる文書
    - 善通寺市職員カスタマーハラスメント対策基本方針

【第5回審査会】（令和7年12月25日開催／委員全員出席／非公開）

- ・第4回審査会までに聴取した説明内容を整理し、争点及び審査対象議員に対し確認を要する事項などについて協議した。
- ・次回審査会において、審査対象議員に対する弁明の機会の付与及び意見聴取の実施を決定した。
- ・弁明の機会の付与及び意見聴取にあたり、審査対象議員へ差し入れる資料について協議した。

【第6回審査会】（令和8年2月4日開催／委員全員出席／非公開）

- ・令和8年1月28日付で本審査会宛に          地区団体長から提出されたパワハラ疑惑の調査についてはほか書類（以下「          地区団体長からの資料」という。）の取扱いについて協議した。
- ・審査対象議員に          地区団体長からの資料を証拠とする意思確認を行った。
- ・          地区団体長からの資料は、審査対象議員の証拠として、資料の説明書と併せて次回審査会までに提出いただくことを確認した。
- ・審査対象議員から弁明書の提出はなく、会長から審査請求の手続についての説明の後、弁明の機会を付与した。
- ・審査対象議員に対し、発言意図や受け止めなどについて質問を行った。
- ・認定した事実に基づき、条例第3条第1項各号（以下「政治倫理基準」という。）の違反の該当性などについて意見交換を行った。

【第7回審査会】（令和8年2月19日開催／委員全員出席／非公開）

- ・審査対象議員から提出された証拠資料を確認した。
- ・認定した事実に基づき、政治倫理基準違反の該当性などについて意見交

換を行った。

- ◆審査対象議員から提出された証拠
  - 「中村市議パワハラ疑惑の調査について」( 地区団体長)
  - 「陳情書」陳情者 地区団体長
  - 地区団体長会組織図
  - 地区の概要・同和対策事業概要
  - 住宅管理人名簿
  - 2021年10月23日 善通寺市長宛 要望書 (1班自治会長)
  - 2021年10月26日 緊急団体長会議 資料
  - 2021年10月27日 善通寺市長宛 要求書 (地区団体長)
  - 令和3年11月24日 地区団体長宛 回答書 善通寺市長
  - 2021年11月16日 団体長会議 資料
  - 金崎市議 建築住宅課聞き取りメモ
  - 2021年11月16日 善通寺市長宛 要求書 (地区団体長)
  - 2022年3月5日 団体長会の開催についてのご案内
  - 県議会議員 辻村氏との意見交換会 資料
  - 2023年7月12日 団体長会議 資料
  - 2023年9月6日 団体長会議 資料
  - 2023年8月吉日 地区住宅改善についての署名
  - 令和5年9月議会 一般質問 原稿
  - 令和5年9月議会 回答書 原稿
  - 令和5年9月議会 再質問 原稿
  - 令和5年12月議会 一般質問 原稿
  - 令和5年12月議会 再質問 原稿
  - 令和6年5月吉日 今後の住宅問題について (地区団体長)
  - 令和6年6月5日 地域が1つになる会
  - 住宅課とのトラブル (例)
  - 2024年9月10日 住宅問題
  - 改良住宅7号 強制退去について 市法律相談
  - 令和6年度 地区実態調査報告書
  - 2024年度 善通寺市同和问题意識調査報告書

【第8回審査会】(令和8年2月26日開催/委員全員出席/非公開)

- ・第7回審査会までの調査をもとに協議を行った。
- ・審査請求書別紙個別事例(1)~(6)の事実の存否について採決を行い、「認定した事実」のとおり全会一致で決定した。
- ・認定した事実の政治倫理基準違反の存否について採決を行い、条例第3条第1項第1号、同項第4号及び同項第5号に違反すると全会一致で決定した。
- ・講じるべき措置について採決を行い、全会一致で「議員辞職の勧告」が相当と決定した。
- ・付帯意見として「政治倫理についての議員研修の定期的な実施」、「善通寺

市不当行為等対策マニュアルの見直し（議員による不当要求行為が議会と情報共有される仕組みを設けること）、「議員によるハラスメント行為を防止するための条例等の制定」、「議員によるあっせん行為及びハラスメント行為に関する職員アンケート調査の定期的な実施」を提言することを全会一致で決定した。

### 3 認定した事実の評価（政治倫理基準に違反する該当性）に関する各委員の意見の要旨

- 認定事実①は、要綱等に反する無理筋の要求であることを認識した上で、職員に対して要綱等に反する職務を強要する不当要求であり、政治倫理基準の第1号や第5号に違反するものである。認定事実②、⑤は議会での発言であり、発言の自由が最大限保障されるべきものであるから、それ自体を個別に捉えて政治倫理基準違反行為と評価することはできないが、認定事実①の事象を踏まえて考察すれば、それは議員の一般質問権を手段として職員を威圧して公正な職務執行を妨げる行為であり、全体として政治倫理基準違反行為と評価される。認定事実③、④、⑥も、認定事実①と同じく、要綱等に反する無理筋の要求であることを認識した上で、職員に対して便宜対応を求める趣旨の働きかけになるので不当要求と評価される。
- 認定事実②及び⑤の議会での発言は、職員は相当なプレッシャーを感じたと思う。認定事実②及び⑤だけを取り上げて政治倫理基準違反とする評価は難しいが、認定事実を一体のものとしてみれば不当要求等の政治倫理基準に違反している。
- 認定事実全体をみれば、要綱等に反する職務の強要をしていたことは事実として認められる。議員としての立場を利用して特定のものに便宜を図るよう市職員に迫る旨の発言をしたということ、一般質問で市職員の実名を出すと威圧的な発言をしたということ、これは政治倫理基準に違反するものである。
- 認定事実②の市議会定例会での発言は最大限尊重されるべきであり制約をかけるべきではないという考え方から、発言自体が何かしら倫理に反しているとか、非違行為的に扱うというのは適切ではない。ただ一方で、発言前の事象において市職員に便宜を図ることを要求し、その要求が叶わないとなったときに、一般質問で実名を出して質問するぞというような発言には、議員の質問権を盾にして無理な要求を貫こうとする姿勢が窺われ、不適切である。
- 一般事象ではなく個別事象の話であっても、ルールに則っていれば、不当要求やあっせん行為には当たらないが、要綱からすればまかり通らない扱いを求めているということを、自ら認識しながらやっているのであれば、これは政治倫理規定違反の「あっせん」であり、それがエスカレートすれば不当要求になる。審査対象議員の発言の中で「目をつむっとつたらええんちゃうかな」という発言から、審査対象議員自身も要綱に反するということを認識し

ながら要求していると判断され、政治倫理規定に違反するものである。

- 審査対象議員は、市民からの要望を受けて役所と交渉するのが議員の役割であると主張しているが、認定事実の事象は、要綱等に反する扱いを職員に強要している、しかも審査対象議員自身も要綱等に反する取扱いであることを認識している、という点で政治倫理基準に反していることは明らかである。
- 市職員が審査対象議員に対し恐怖心を持っていることがはっきりとわかった。審査対象議員の行為は、市職員の公正な職務の執行を妨げる行為であり政治倫理規定に違反するものである。

#### 4 講じるべき措置に関する各委員の意見の要旨

- 本件で問題なのは、審査対象議員が、要綱等に反する取扱いであることを認識しながら、そのような要綱違反の職務を職員に強要していた点である。要綱等の内容が相当でないということであれば、議員としてなすべきは、新たに条例等を作る又は改正するということであった筈である。そういった活動はせずに、特定の市民からの個別案件の要求を市側にぶつけて、要綱等に抵触する取扱いを職員に何度も繰り返し要求する行為は、市民全体の代表者として法令等を遵守すべき議員の職責に反している。公正な市政運営のために率先して法令等を遵守すべき議員が、法令等に反する取扱いを職員に強要したという点において、審査対象議員には政治的・道義的に重大な責任がある。
- 審査対象議員は聞き取りのなかで「過去何十年という歴史の中で、今までは役所と話をして、落としどころをつけてきた。」と発言された。そういった法令に反して便宜を図るよう市側と個別に交渉を持つことは、現在のコンプライアンス重視の社会状況を踏まえると、無理な世の中になっているということ認識すべきである。また、今回の審査対象議員の市職員に対する要求行為は、議員の立場を利用した威圧的かつ執拗な行為態様であって、パワーハラスメント行為に相当する。意見聴取の結果からも、審査対象議員のコンプライアンスやハラスメントに対する意識の欠如は顕著で、議員としての適格性を欠いている。
- 審査対象議員の発言、言動に関していえば、議員としての特権や優越的立場を利用した著しく品位を欠く内容で、議員としての資質が認められない。議員は市民全体の代表者として市民の信頼に値する倫理性を自覚し、品位の保持に努めなければならない。今回の事案のような言動を認めてしまうと、議会や議員に対する市民からの信頼を失う。その意味で審査対象議員の責任は極めて重く、議員辞職勧告が相当であると考ええる。
- 審査対象議員の「徹底的にやるんやったら、実名出してやらせてもらう。なんちゃ名誉棄損にも何にもならん。」という発言は、議員の質問権を自らの要

求を通すための手段として利用し、しかも要綱に従えば通らない筈の要求を不当に通すための脅しの手段としているということである。これは、議員の特権を脅しに利用するというあってはならない行為であり、議員倫理に反する問題の大きい行為である。

- 審査対象議員の行為は、行政が法令等に即してきちんと公正に行われているかを監視すべき立場にある議員が、法令等に基づいて適正な行政執行をしようとしている職員を脅して不適正な執行をさせようとするもので、議員としての役割に根本的に反する重大な倫理違反行為である。議員の職責に鑑み、審査対象議員の政治的・道義的責任は極めて重く、議員辞職勧告が相当である。

#### 5 付帯意見に関する各委員の意見の要旨

- 議員本来の役割が何なのかということの根本が理解されていないのではとの疑念を持った。本事案において審査対象議員は、市民から相談を受けた個別事案の要求を全部市側にぶつけて、ルールに反してでも要求に従わせることが議員の使命であるかのような間違った理解をされていたことが問題の根本にある。議員全員がそのような理解をされているとは思わないが、政治倫理基準について今一度、議会で議論し議員間で共有していただきたい。
- 本事案は一議員だけの問題ではなくて、議会と行政との関わり方や議員と職員との関わり方について、お互いが信頼関係を持てるように見直す機会なので、議員によるハラスメント行為を防止するための施策が必要である。
- 審査対象議員の行為について、これまで何度も市側で不当要求報告書が作成されていたにも関わらず、適切な是正措置が全く講じられないまま推移してきた経緯がある。その意味で、市の既存の不当要求行為報告制度は、全く機能してなかったといえる。現行の制度上、議員の不当要求行為について議会にフィードバックする仕組みが無いことから、この点を見直し実効性のあるものになるよう制度改正が必要である。
- 市が作成した不当要求対策マニュアルにおいては、議員の不当要求行為について議会にフィードバックする仕組みは無い。議員からの報復をおそれてそのような対応が出来なかったのだと思う。職員を保護する制度がないと実効性のある対応は望めない。
- 議員によるあっせん行為やハラスメント行為に対して、職員から声を上げることは困難である。議員によるあっせん行為やハラスメント行為について、職員アンケート調査を定期的に行い、その結果を議会と情報共有することを提案する。

以上



令和7年7月10日

善通寺市議会議長  
安井一博様

善通寺市議会議員

内田 寿

寿賀崎 久

田中康隆

審査請求書

善通寺市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 政治倫理基準に反する疑いがある議員の氏名

中村 晋章

2 審査請求の対象となる事由の該当条項

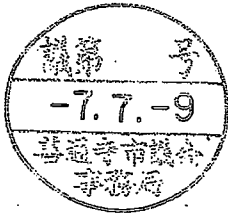
善通寺市議会議員政治倫理条例第3条第1項第4号及び第5号

3 審査請求の対象となる事由の内容

市職員に対する条例、規則、要綱等の規定に反する決定の働きかけ  
市職員に対する誹謗中傷及びパワーハラスメント行為

4 審査請求の対象となる事由を証する資料

別紙のとおり



別紙

7善市第4701号

令和7年7月9日

善通寺市議会議長 様

善通寺市長 辻村 修



善通寺市議会議員の不当要求及びハラスメント行為と思われる言動について（申入れ）

標題の件について、中村晋章市議会議員（以下「中村議員」という。）による、市職員への不当要求及びハラスメント行為と思われる言動が多数確認されています。

中村議員に対しては、関係機関や市顧問弁護士の助言に基づき、これらの言動を止めるよう促し、長期に渡り経過を観察していましたが、一向に改善する様子がなく、さらに深刻化していると思われ、状況次第では、法的手続も思料しております。

つきましては、市職員が職務に対するモチベーションを保ち、精神的にも安心して働ける職場環境を維持するため、貴議会として、事態の重大性をご認識いただき、これら事案に係る事実の確認を含め、賢明かつ透明性のある対応及び文書での回答を求めます。

## 記

### 1 概要

中村議員からの市職員に対する、条例、規則、要綱等の規定に反する決定の働きかけや、職員個人に対する誹謗中傷行為によって、公正な職務の執行が妨げられる事例が多く確認されています。

### 2 問題の所在

市議会議員は、市民の代表者として、その権限の範囲内において、ルールを遵守した上で、住民の福祉の増進のため、行政に提言や質問を行うこととなっております。また、市議会議員は、市長の補助機関である職員に対する命令権、人事権及び職員を処分する権限は有しておりません。

しかしながら、中村議員のこれまでの言動には、自身の立場を無視し、権限を逸脱した内容が含まれており、公平性の欠如や規範意識の希薄さ、市職員の人権を軽視する姿勢が見受けられます。自身の権限や役割を逸脱した不当な要求及び立場を利用した圧力により、市の判断が歪められ、健全な行政運営に支障をきたすおそれがある状況となっています。このような振る舞いは、市議会議員として不適切であると思料します。

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならないという、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定められたサービスの根本基準を遵守するため、法令、条例等に基づき公平・公正に業務を遂行するよう努めています。中村議員の言動は、そのような職員の業務を阻害する行為です。過度な不当要求やハラスメント行為によって、職員が疲弊し、結果として市民サービスの低下を招きかねない重大な事態であると憂慮しています。

### 3 その他(根拠法等)

- ・ 個別事例及び市顧問弁護士の意見
- ・ 善通寺市議会議員政治倫理条例(平成26年善通寺市条例大13号)
- ・ 公職にある者等によるあっせん行為に関する事務取扱要綱(平成15年善通寺市告示第23号)
- ・ パワーハラスメントの定義について(平成30年10月17日厚生労働省雇用環境・均等局)

## 1. 個別事例

### (1) 令和5年7月7日 議員図書室にて(約30分間)

中村晋章市議会議員(以下「中村議員」という。)は、市営住宅の承継の事案に関し、建築住宅課の担当者1名を議員図書室に呼び出した。なお、同課では、同日以前に、当該事案について、中村議員から質問があったことから、同課の別の担当者が聞き取りを行い、条例、要綱に照らすと認められない事案である旨の説明をしていた。同日に対応した担当者は、法令に則して同様の説明をしたところ、中村議員は、

- ・「目をつむっといてもええんちゃうん。難しい話しでも揉める話しでもないけんね。」
- ・「それ(台帳を)移したらええだけやないですか。」

と、法令に反するものであることを理解しながら、それを実施するよう要求。

当日対応した担当者は、法令により応じられない旨説明したが、中村議員は融通するよう繰り返し求め、

- ・「徹底してやるんなら、一般質問で実名を出して質問するけんね。本当のことやけんなんちゃ名誉棄損にならん。僕もそれくらいの腹は決めとるけんね。」

と、自分の要請に応じない場合には、議会において、特定の市職員を名指しで糾弾する旨を明言した。その後も、中村議員は、同課に対し、同一事案につき、上記と同様の意見を繰り返した。

### (2) 令和5年9月14日 市議会定例会一般質問にて

中村議員は、「住宅行政について」の質問の中で、

- ・「法務監理官の話聞いたときに、私は、市職員の方から様々なお話を聞きました。その中には、法務監理官の中にも、過去の業務の中で職務に対して不満があれば暴れる、暴言を吐く、嫌がらせをするなどの行為を行う者がおり、課として対応に困り、仕方なく異動していただいたというお話もきいております。」

と、議題との関連性もなく、本市の職員を侮辱するような発言をした。

### (3) 令和5年10月2日 17時00分頃～約20分間 電話連絡

市営住宅の同居承認に関する別の事案に関し、中村議員から建築住宅課に電話があった。

中村議員の主張は、市営住宅に入居している単身高齢者と住宅に困窮していない者との同居を承認するよう求めるものであった。対応した担当者は、法令に基づき、介護を理由に同居するのであれば認められる可能性があること、名義人が死亡した場合、同居期間が1年未満であれば、承継できないことを説明した。

すると、中村議員は、

- ・「無理やる、明け渡すんは。ほんならそこで住み続けとったら税金かけてでも強制退去さすんな」
- ・「同居して1年未満で亡くなったら、承継させてくれ言うたらできるんやな。」

・「裁判したら負けるで、役所が、間違いなく。」

と、法令に理解を示さず、独自の見解を述べた。

その上、中村議員は、上記単身高齢者が入院中であるにもかかわらず、直ちに同居の承認をするよう求め、

・「本人が回復しよるかどうかの確認しに行くなりなんなり病院に。」

・「帰ってこれんかったらどうするんな。」

・「帰ってこれんかったら、僕が言うように親族の人で同意書を書くきん、それでやっとなってくれ言うたらいけるんな。」

と、特別な対応をするよう繰り返し求めた。

対応した職員は、退院後に連絡をもらい対応することになっていると丁寧に説明した。

中村議員はそれでも納得せず、

・「それやったら何の意味があるんな、検討します、検討しますって。」

・「イレギュラーな場合は、こういうふうにしますとかああいうふうにしますとかいうて、そこを検討せないかんわ。」

と執拗に特別対応を求め、同電話は、終業時間になっても終わらなかった。

#### (4) 令和5年11月20日 議員図書室にて(約25分間)

中村議員は、(3)に納得せず、再度、建築住宅課の担当者2名を議員図書室に呼び出し、

(3)と同様の無理な要望を続けた。

担当者らは、普通寺市営住宅入居承継承認要綱を提示し、名義人が死亡した場合に、同居期間が1年を経過していない同居人は承継できない旨を、あらためて説明した。

中村議員は、

・「イレギュラーなことも発生する時もあるいうて。その時はどなんするんかいうて課で検討してくださいよいうて。」

・「一般質問のええネタができたわ。行政VS議会になってしまうぞ。予算通さんぞ。」

と、自分の意に沿う対応をしない場合には、予算を通さない旨担当者らに主張した。

#### (5) 令和7年3月5日 予算審査特別委員会にて

中村議員は、予算審査特別委員会の建築住宅課における市営住宅管理に対する答弁の中で、■■■■地区に市営住宅管理人を置いていない理由については、地元団体長への説明会(令和5年10月実施。中村議員も出席)及び■■■■地区住民に対する回答文書(令和5年10月)において、市営住宅管理人から住宅修繕に関し不当要求等があったためと説明しているにもかかわらず、強い口調で、

・「住宅管理人を減らしている経緯は、不当要求言うかもしれんけどそりゃあ語気も強くなるときもある。」

とハラメントを容認するかのような発言をした。

また、令和6年6月1日に中村議員から要綱を確認したいとの申入れがあった際、これらの要綱を提供しており、それ以降に要綱を改正した事実はないのにもかかわらず、

・「要綱が増えた理由はなんな。僕が見たときは6条くらいしかなかった。要綱はこいつら(市)の都合で付け替えできるんよ。それやったら、その要綱を条例に上げてきな。全部跳ねてあげるけん。」

と発言。

さらに、中村議員は、

・「私が法律やいう人間もおるんやで建築住宅課には。」

と、市民が傍聴できる委員会の場で、職員を侮辱する発言をした。

(6) 令和7年6月11日 議員図書室にて(約40分間)

(3)、(4)に納得せず、再度、建築住宅課の職員1名を議員図書室に呼び出し、(3)、(4)と同様の無理な要望を続けた。この入居者は現在入居の権利がない状態であり、明渡対象であることを伝えたが、明渡しとならないよう執拗に求めた。

また、中村議員は、同職員に対し、

・「改良住宅何件空いとんですか、今も。30件空いとんですよ。ね。公募してください。

それやったら僕もわかる。ほんならもう1回公募しに抽選しに行ったらええだけのことやけん。その人がね。その時僕が決めるけん。昔の建設経済の委員長やけん(現総務産業委員長)僕、今。その住宅入れるか入れんか審査入れるけん。僕の意見大きく通る。これ。」と同改良住宅を公募するよう求めるとともに、中村議員が総務産業委員長(市営住宅の入居者選考委員でもある。)の地位にあるため、当該入居者のために、自らの意見を通すことができる旨述べた。

なお、中村議員から同改良住宅公募の要求は以前からもあったが、市は、当該改良住宅は耐用年限を超えていることと、地元で建て替えを要望するまちづくり協議会が立ち上がっていることから、新たに公募をすることは適切ではないと伝えていた。中村議員は、まちづくり協議会の会長として、同改良住宅には耐震性がないので建て替えをするよう主張している。

さらに、

・「僕も議員としての立場があるけん、それは議会で徹底してやらないかん。いかんをやったら条例を強制的にでもあげさそうかな思うて。」

と続け、上記の回答を理解せず、同じ要求を繰り返した。

以上は、現任期中における中村議員の不当要求、ハラスメント行為事例の一部であり、他の事例も含め、警察及び市顧問弁護士の指導により全て記録している。

中村議員の言動には、普通寺市議会議員政治倫理条例(平成26年普通寺市条例第13号)3条第1項第5号に定める職員の公正な職務執行を妨げる行為や公職にある者等によるあつせん行為に関する事務取扱要綱(平成15年普通寺市告示第23号)第2条に定めるあつせん行為に該当するものが多数存在するものと思われる。

また、中村議員の不当要求、ハラスメント行為は、過去の任期中においても数多く存在し、「いつでもクビにできるんぞ。」、「市長に(職員を)替えてくれと言いに行くぞ。」、「市民から

署名集めるぞ。」「どなんいうたってわしらは議決権持っとんやけん。予算通さんかったらそれまでやけん。ように考えてもらわないかん。」「議案からなにか全部通さんけん。」「なめんなよ。いち職員が。何を粋がっとんか知らんけど。お前らの人生どなんでも左右できるんぞ。」「国会議員に言うてバンバン指導さしてやるけん。」「わしは議員やぞ。なめんなよ。」「おどれたいがいにせえよ。コラ。」「わしが下手に出て話しせないかんのや。」「問題になつとんぞ。お前らの出来が悪いけん。」「仕事できんのやったら辞め。」「対応したくそガキ。」「頭悪い。」「なんでわしが下っ端と対応するんや。あほちゃうか。」などがあった。また、机を叩きながら要求されたこともあった。これらについて改善を求めたことも複数回あったが、効果は無かった。

## 2. 市顧問弁護士の見解

本件の中村議員の言動は、市議会議員という立場を背景にして、市職員に対し執拗に対応を迫るものである。これらの言動が職務を全うしようとする市職員の精神的な疲弊及びモチベーションの低下を引き起こし、市職員の精神衛生、正当な業務遂行、効率的な行政運営及び質の高い行政サービスの提供を妨げていることを市職員からの聴取内容や報告記録により確認している。

個別事例の(1)、(3)、(4)、(6)の各行為は、市職員が条例や要綱の説明を繰り返し行うも、これに理解を示さず条例や要綱に反して特定の市民について利益となる対応を要求する行為である。当該各行為には、普通市議会議員政治倫理条例第3条に反する可能性のある行為、あるいは公職にある者等によるあっせん行為に関する事務取扱要綱第2条に規定するあっせん行為に該当する可能性のある行為も散見され、そのことからしても到底妥当な行為とは言い難い。さらに、(1)の行為は「一般質問で実名を出して質問」するなど市職員の名誉に対する害悪の告知、即ち「脅迫」に該当し得る行為を行い、これをもって「公務員」である市職員に市営住宅の名義承継という「処分」をさせようとする行為であり、職務強要罪（刑法第95条第2項）に該当する可能性のある行為である。また、(4)の行為は、「予算通さんぞ」などと地位や権勢を利用する「威力」に該当し得る行為を行い、市営住宅に関する「業務を妨害」するような行為であり、業務妨害罪（同法第234条）に該当する可能性のある行為でもある。

次に、個別事例の(2)、(5)の各行為は、議会や委員会などの公開の場において、具体的な市職員の特定はないものの、「業務の中で職務に対して不満があれば暴れる、暴言を吐く、嫌がらせをするなどの行為を行う者（法務監理官）が」いるという「風説」や、「要綱はこいつら（市職員）の都合で付け替えできる」、「私が法律やいう人間もおるんやで建築住宅課には」などという「風説」を「流布」したと認められ得る行為であり、これにより、市役所の「業務を妨害」したとも評価し得る行為であって、業務妨害罪（同法第233条後段）に該当する可能性のある行為である。

さらに、当該議員の言動には、過去の任期中の言動も含め、厚生労働省雇用環境・均等局「パワーハラスメントの定義について（平成30年10月17日）」に照らして明らかにパワーハラスメントに該当すると思われる言動が散見される。

以上のとおり、本件の当該議員の言動には、不適切な言動が散見されるばかりか、違法の評

価を受ける可能性のある言動も散見される事態である。よって、早急に改善されなければならない。

以上